

電子申告に関する要望事項 (eLTAX 編)

令和5年6月21日

日本税理士会連合会 デジタル・システム委員会

はじめに

平成 16 年 2 月に e-Tax が、その翌年の平成 17 年 1 月に eLTAX が運用を開始し、これまで利便性向上のため様々な施策が実施されてきたなかで、令和 2 年 12 月に総務省が「オンライン利用率引上げの基本計画」を策定し、令和 5 年度末までに法人住民税・法人事業税のオンライン利用率を 85%とする目標が設定された。

これらの目標を達成するためには、e-Tax、eLTAX、電子納税の使い勝手の改善、国税と地方税との情報連携の徹底といった納税者に対する利便性向上施策を示し、納税者が電子申告を始めやすい環境を整備していく必要がある。

デジタル社会形成基本法では、事業者が自ら積極的にデジタル社会の形成の推進に努めることとされており、令和 4 年 4 月に施行された改正税理士法においては、税理士は業務の ICT 化の推進を通じ、納税義務者の利便性向上を図るよう努めることとしている。

電子申告を行える者は納税者本人もしくは税理士に限られていることから、税理士の電子申告普及における影響力は極めて高いと言える。税理士が率先して電子申告を利用し、その問題点と解決策を協議し、使い勝手のよいシステムに改善されていくことが電子申告の普及に直結するものであると確信している。

今年度も、実務家である税理士の視点のみならず納税者の視点からも要望事項を取りまとめた。この要望事項は、税理士並びに納税者の満足度も向上させるものであり、真の意味での利便性を追及したものである。利用者が各種行政手続のオンライン利用に関し、「簡単で便利」を実感できれば、その利用が促進される結果となることから、今回の要望事項が実現されることを強く望むものである。

最後に、eLTAX と e-Tax は現状、別システムとしてそれぞれ運用されているが、利用者の利便性の更なる向上、行政の大幅なコスト削減を考えれば、「『行政手続コスト』削減のための基本計画」において示された eLTAX と e-Tax の連携・仕様の共通化を推進していくことが望ましいと考えられる。

【重要要望項目】

(税理士資格の証明)

1. 税理士の代理送信について、税理士であることを証明できる仕組みを設けること。

税理士が税務書類の作成及び申告の委嘱を受けて代理送信を行う場合には、税理士法第33条の規定の趣旨に基づき、税理士の身分と責任の所在を明らかにしなければならない。

現在、自治体で申告等に付されている電子署名が税理士用電子証明書であるかの確認を手作業で行っているとのことであるが、令和6年に稼働を予定している「国家資格等情報連携・活用システム」と連携することにより、代理送信した者が電子的に税理士であることを確認できるようになることから、税務書類の作成及び代理送信した者が税理士であるかの確認をリアルタイムに行える仕組みを構築し、代理送信した時点で税理士登録の有無を確認できるようにすること。

(受付時間)

2. 利用時間を拡大すること。

利用者の利便性を考慮すれば、eLTAX と e-Tax の利用時間は統一されていることが望ましい。このため、少なくとも e-Tax の利用時間（火曜～金曜は24時間、月・土・日・休祝日及び休祝日の翌稼働日については8:30～24:00、確定申告期間が24時間）に早急に合わせる。また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、「原則24時間365日対応を可能とする」旨が掲げられていることを踏まえつつ、将来的にはメンテナンスに必要な時間を除いて24時間365日の運転が可能となるよう検討すること。

なお、1月の休日運用について、中旬ごろからの運用となっているところ、年始以降の休日から運用すること。

(システム)

3. 一般的なOS、ブラウザ等の変更に早期に対応すること。

Windows 等のOS及びブラウザソフト等については、広汎なシステムが活用できるように対応し、システム更新・環境の変化に対しても可能な限り速やかに対応するよう要望する。

特に、ブラウザソフトについては一般的なシェア状況に応じて適用環境を拡大すること。また、Microsoft Edge を含む Windows 関連のアップデートについては大幅な仕様変更を含む場合があるため、プレビュー版にて先行的に動作検証を行うなど、今後もアップデート後すみやかに対応できるようにすること。

(対応税目)

4. 個人住民税の申告に対応すること。

年金収入額が400万円以下の年金受給者について、所得税の確定申告が不要となっても、

個人住民税の申告を要する場合があるため、納税者の利便性の面から個人住民税の申告に早期に対応するよう要望する。

(メッセージボックス)

5. メッセージボックスについて以下の改善をすること。

申告完了後の受信通知の保存期間が 400 日から 120 日に短縮されていたところ、本年 3 月に再び 400 日に拡大されたところであるが、これは e-Tax の 1,900 日に比較して極端に短く、保存期間の延長を要望する。または、保存期間が経過してしまった場合には、課税庁である自治体等よりメッセージの再取得を可能とすること。

(通知メール)

6. すべての通知メールの件名・本文へ宛名の設定を実施しなくても利用者名を表示できるようにすること。

通知メールの件名と本文に利用者が設定した任意の宛名が表示できるようになったところであるが、税理士は関与先の件数に応じて宛名表示の設定をしなければならない。多くの手続きを踏むことなく通知メールの件名及び本文に利用者名を表示させること。

【要望項目】

(利用届出・暗証番号)

1. 利用届出について利便性を向上させること。

(1) 提出先・手続き情報の追加について

eLTAX を利用する場合、事前に提出先の自治体及び利用税目を登録するが、市区町村ごとに、税目の登録が必要となっており、設定が大変煩雑であることから、一括して設定できるように操作性を改善すること。

(2) 印刷機能について

入力内容確認画面等の印刷機能について、倍率修正をしなくても A4 用紙 1 ページに収まるレイアウトとすること。特に、入力内容確認画面（個人）では 2 ページ目は空白となっていることから改善すること。

2. 利用者 ID・暗証番号について以下を改善すること。

利用者 ID や暗証番号を失念した際に、登録したメールアドレスが解約等で利用不可能となっている場合はあらためて利用届出（新規）を行うしかないが、過去の申告に関する情報が閲覧できなくなる。このため、過去に申告・申請の実績がある利用者 ID である場合に本人確認を行うことで新たな利用者 ID のメッセージボックスに内容を引き継ぐことを可能にすること。

(申請・届出)

3. 申請・届出手続きの利便性を向上させること。

(1) 作成可能な書類の拡大について

eLTAX においては電子申請・届出で対応可能な書類が限定されているが、令和元年 5 月 24 日に可決・成立された「デジタル手続法」において、行政手続きの原則オンライン化を掲げているように、固定資産税の課税標準の特例申告書など、全ての申請・届出書に対応すること。

(2) 受付時メッセージについて

申請等の受付時において、申告書同様に受付完了通知を格納すること。

(メッセージボックス)

4. メッセージボックスについて以下の項目を改善すること。

(1) 納税者に関する情報の表示について

「申請・届出書送信結果」画面、「受付状況照会画面」について、代理送信した税理士（税

理士法人)の利用者 ID 及び氏名(名称)、納税者の利用者 ID 及び氏名(名称)の全てを表示させること。

(2) メッセージボックスの利便性向上について

メッセージ一覧において、チェックボックスにチェックを入れて「表示」ボタンを押下して内容を確認するところ、内容確認後もチェックが入ったままになっており、チェックを外さないと次のメッセージを表示することができない。このため、既読のメッセージのチェックは自動的に外れるようにすること。

(納税)

5. 地方税共通納税システムの利便性を向上させること。

(1) 納税通知の電子的送信について

令和4年度税制改正大綱において、全ての税目について、eLTAXを通じて納付を行うことができるよう所要の措置を講ずることとなった。賦課税目に拡大するうえで大きな課題となるものが納税通知書の取扱いであり、多くの個人納税者も地方税共通納税システムを活用することとなる。

令和5年4月23日時点のマイナンバーカードの交付率が全国で76.6%と1年で大きく取得率が上がったことも踏まえ、将来的にマイナポータルを通じて納税通知を電子的に受領し、シームレスに地方税共通納税システムで納税できるような仕組みの整備を検討すること。

(2) 納付手段について

令和5年度から納付書へeL-QR(地方税統一QRコード)が付され、各自治体の規模にかかわらず一元的に利用者が納税しやすい多様な納付が可能となった。また、スマートフォン決済アプリやクレジットカードによる納付が可能となっているところ、さらなる利便性向上のため、電子マネーを利用した納付への対応を進めること。

(3) ダイレクト納付の振替日について

現在、政府は令和7年までにキャッシュレス決済比率を40%にする目標を掲げ、キャッシュレス決済の促進を図っているところ、地方税においてもダイレクト納付の利用が求められている。

これに関し、積極的にダイレクト納付を利用するインセンティブとして、ダイレクト納付を利用する場合に限って所得税の振替納税のように納期限の1か月後を振替日とすることができるようにすること。

(4) ダイレクト納付手続きの手順について

支払口座や納付日を申告前に指定することで、申告データ等の送信と同時にダイレクト納付の指示を行える仕組みを設けること。

(5) 法人都道府県民税/事業税・法人市町村民税の納税方法について

地方税共通納税システムの電子申告連動は、選択メニュー（確定、予定、修正など）が多く、都道府県民税と市町村民税では別々に選択しなければならない。「事業年度」「申告区分（中間・予定・確定・修正）」のみで手続きを横断的に検索できるようにするなど、一括選択・納税が可能となる仕組みにすること。

また、「納付情報発行依頼の確認・納付」の手続名を選択するドロップダウンリストについても、選択できる手続が多いため目的の手続を探すことに時間を要する。選択しやすいものとなるよう改善を求める。

(6) 口座情報の登録・届出について

国税では、令和3年1月から個人の振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書が e-Tax で提出可能となっている。地方税共通納税システムにおいても「地方税ダイレクト納付口座振替依頼書」のオンライン提出を可能とすること。

(7) 申告期限を延長した場合の対応について

申告期限の延長をしている法人の事業税、都道府県民税、市民税の納付について、確定納付の際に見込納付を差し引いて納付するが、申告書に差引（確定―見込）の税額を記載しているにもかかわらず、電子申告連動から納税手続きをすると確定の税額が表示され、差引の税額に変更しなくてはならないため、差引の税額が表示されるよう改善すること。

(8) 納付金額と還付金額の相殺について

同一自治体の申告において、電子申告連動で納付情報を発行する際、同一の税目の間で納付税額と還付税額が生じた場合、金額を自動的に相殺せず、本来納付すべき相殺前の税額を表示すること。

(9) 「特別徴収義務者指定番号」の入力について

個人住民税（特別徴収）の納付情報発行依頼において、過去の納付状況をもとに作成することで入力負担が軽減されるところ、地方団体より入力を要請されている「特別徴収義務者指定番号」を入力することができず、新規作成しなければならないことからこれを改善すること。

(PCdesk)

6. PCdesk について利便性を向上させること

令和元年9月にシステム更改された PCdesk（DL 版、WEB 版、SP 版）について、更なる利便性向上のため、以下の点を改善すること。

(1) 利用可能手続きについて

申告、申請・届出等について、DL 版・WEB 版で利用可能な手続きが異なることから、ど

ちらからでも手続き可能とすること。

(2) DL版について

- ① 登録されている利用者（納税者含む）の検索機能を設けること。
- ② 償却資産税の前年情報ファイルについて PDF 等のイメージデータに変更可能にすること。
- ③ 事業所税申告について、前年分のデータを複写可能にすること。

(その他)

7. マイナポータル等との連携について、税理士の実務に配慮して進めること。

現在、検討が進められている社会保険・税手続きのオンライン・ワンストップ化や、法人デジタルプラットフォームの構想など、行政手続きのオンライン・ワンストップ化が推進される中で、これらに対応するために eLTAX を改修する際は、税務代理に関する検討も行うこと。

8. 地方団体での対応を統一すること

プレ申告データや申告書等の送付について地方団体ごとに取扱いが異なることから以下の取扱いに統一するよう地方団体へ働きかけること。

(1) プレ申告データについて

- ① 法人地方税のプレ申告データについて、すべての地方団体でプレ申告データの中身を確認することなくお知らせ本文にて税額等を確認できるようにすること。
- ② 現在、償却資産を電子申告した場合に翌年プレ申告データの送信がなく、また前年度の申告資産がプレプリントされた用紙の送付もない自治体がある。償却資産税については、全国統一でプレ申告データに前年度分までに登録されている資産明細を格納すること。

(2) お知らせ等について

- ① 申告書用紙については、その可否を照会し、不要との回答があった場合は、郵送を取り止めること。
- ② 償却資産のお知らせについて、申告書で来る場合もあればハガキ・メッセージで来る場合もあるため統一すること。

9. 地方団体の作業遅滞の解消に努めること。

申告書を一部訂正して再送信した場合や異動届出を送信したとき、また、添付書類がある

際は審査に1～3日かかり受信通知がすぐに届かない。このため、受信通知は即送信し、添付書類の確認済みのメールは後日送信するなどレスポンスを早めるよう地方公共団体に周知すること。なお、書面を正本とせずデジタル原則に基づきデジタル処理での完結、機械での自動化を基本とすることにより、審査遅延や審査漏れを防ぐことができることから、対応を検討すること。

(国税との情報連携の徹底)

10. 国税と地方税の情報連携を徹底すること。

デジタル手続法でも示されている「デジタルファースト」、「ワンスオンリー」、「コネクテッドワンストップ」のデジタル化三原則に沿って、e-Tax と eLTAX についても以下の手続き等について手続きの一本化・情報連携を進めること。

(1) 手続きの一本化について

- ① 電子申告の開始届出について一本化し、IDも共通化すること
- ② ダイレクト納付の利用届出について一本化すること
- ③ 法人の設立・異動等に係るすべての届け出について一本化すること

(2) 情報連携について

- ① 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票について、提出先を一元化すること

令和2年4月以降、財務諸表等の添付書類の情報連携や法人納税者の開廃業・異動等に係る各種届出書の提出の一元化が行われている。退職所得の源泉徴収票・特別徴収票についても e-Tax ・ eLTAX のどちらか一方で申告すればもう一方での提出が不要となるよう情報連携すること。

- ② 償却資産申告書の情報を連携すること

給与支払報告書と源泉徴収票の電子的提出の一元化により利便性は大きく向上した。このように、償却資産申告書についても、1月末日までに提出するのではなく、決算期に提出し法人税申告書別表や個人の決算書と連携されることで利便性が増すと考えられる。

- ③ 事業税課税のための追加資料（不動産貸付状況、社会保険報酬状況等）を eLTAX で送信可能とすること。

以上